

大島農林水産大臣とヴァンクリフ・カナダ 農業・農産食料大臣との会談の概要

平成15年1月8日
農 林 水 産 省

1. 日時等

平成15年1月7日(火) 15:00～16:10

於：コンフェデレーションビル(オタワ)

先方：ヴァンクリフ・カナダ農業・農産食料大臣ほか

当方：大島理森農林水産大臣ほか

2. 会談の概要

(1) 大島大臣から、我が国の農業交渉に臨む考え方として、次のように述べた。

我が国は、ドーハ閣僚宣言のマンデートの下、交渉に積極的に取り組んでいる。11月会合では、関税率の削減等を含むモダリティ提案を我が国として行った。我が国の基本的な考え方は、UR 合意との「継続性」、品目ごとの「柔軟性」、輸出入国間や3分野間の「バランス」の確保である。

関税率については、我が国は UR 方式を主張しているが、スイス・フォーミュラのように一律に引き下げる方式では、我が国やアジアの多くの国の農業に壊滅的な打撃を与える。現実的なルールに基づき話し合うことが重要である。

今次交渉における途上国の重要性にかんがみ、我が国は、LDC 向けの無税・無枠措置及び一般特惠関税措置の大幅拡充を内容とする途上国対策を講じる予定であり、交渉に積極的に貢献していく。

2月に東京で開催されるミニ閣僚会議については、農業だけが議題となるわけではないが、現実的で包括的なルールづくりを目指してモダリティ確立のために意見交換を行うことは有意義であると考えており、ヴァンクリフ大臣にも出席をお願いしたい。

(2) これに対し、ヴァンクリフ大臣から、次のような発言があった。

カナダも、他の多くの国と同じようにセンシティブ品目を抱えており、これに対する配慮が必要だと思うが、市場アクセスの大幅な前進を求めるとともに、貿易歪曲的な国内支持に関しても大幅な削減を求めたい。

カナダは、いくつかの点で他のケアンズグループと立場を異にしており、スイス・フォーミュラ25は、極端で現実的ではないと考えている。

しかし、関税引下げのハーモナイゼーションのためのフォーミュラは必要と考えており、中間的で多くの国が受け入れることができるような方法について検討し、カナダとして役割を果たすことができないかと考えている。

途上国対策は重要であり、そうした中であって、米国は、国内支持を増やすことによって、途上国の農業に悪影響を与えていると認識すべきである。

ミニ閣僚会議への出席については、前向きに検討したい。

(3) また、ヴァンクリフ大臣より、牛肉の関税緊急措置について、現在は、BSEの発生により減少した需要が回復しているという特殊な状況にあり、本措置の本来の目的と異なるので、実施に踏み切る前に再検討してもらいたいとの要請があった。

これに対し、大島大臣から、牛肉関税緊急措置は、国内法に基づき自動的に発動する仕組みであって、ルールはルールとして考えなければならないと回答した。

(4) 今回の会談を通じ、WTO 農業交渉におけるモダリティ確立に向けて、双方とも積極的に対応することにつき確認し合った。

大島農林水産大臣とヴェネマン米国農務長官、 アーミテージ米国国務副長官との会談の概要

平成15年1月9日
農 林 水 産 省

1. 日時等

平成15年1月8日(水)

先方：ヴェネマン農務長官ほか (於・米国農務省、1315～)

アーミテージ国務副長官ほか (於・米国国務省、1600～)

当方：大島理森農林水産大臣ほか

2. ヴェネマン長官との会談の概要

(1) 大島大臣から、WTO 農業交渉に臨む我が国の考え方として、次のように述べた。

我が国は、ドーハ閣僚宣言のマンデートにコミットし、UR 方式での関税削減、総合 AMS 方式での国内支持の削減等を提案しているところ。

ミニマム・アクセスについては、UR 合意を検証し、現行協定の問題点の是正を提案している。また、市場アクセス、国内支持、輸出競争の3分野をパッケージで議論する必要がある。

スイス・フォーミュラ25は、我が国やアジアの多くの国の農業に壊滅的な打撃を与えるものであり、受け入れる余地はない。

各国の多様な農業が共存するという基本的考え方に立って、柔軟性のあるルールを確立すべきである。センシティブ品目に配慮しつつ、各国において農政改革を進めるためには、関税削減、国内支持削減について、UR の方式とすべきである。

今次交渉における途上国の重要性にかんがみ、我が国は、LDC 向けの無税・無枠措置及び一般特惠関税措置の大幅拡充を内容とする途上国対策を講じる予定である。先進国と途上国を一律に扱うハーモナイゼーションでは却って途上国のためにならないと考える。

(2) ヴェネマン長官から、次のような発言があった。

米国の提案の狙いは、各国の保護水準を平準化することにある。現在は各国の水準に差が大きい。日本提案では UR よりも後退してしまうのではないかと。

農業の多面的機能は認めるが、「緑」の政策によって対応することが可能である。施策を「緑」にしていくことで、AMS を削減することが可能となる。

今次交渉を成功させるためには、農業分野で大きな成果を上げる必要があるが、そのためにもルールを骨抜きにするような柔軟性を持たせることには賛成できない。

交渉で重要性を増している途上国のためにも、先進国が、交渉の中で市場アクセスの拡大、国内支持の削減等で大きな動きを示す必要がある。

(3) これに対し、大島大臣から米国の考え方に反論するとともに、米国農業法については、保護の削減という方向に反するものとして批判を行った。

なお、大島大臣からミニ閣僚会議に招待したいと述べたところ、ヴェネマン長官は、議会の予算審議との関係で難しいかもしれないとのことであった。

(4) また、ヴェネマン長官より、牛肉の緊急関税措置について、BSE で落ち込んだ需要が回復途上にあるに過ぎないとして、本措置に対する懸念が表明された。

これに対し、大島大臣より、本措置は、関税を UR の約束水準から自主的に引き下げることと一体の合意事項であり、ルールはルールとして措置しなければならないと発言した。

(5) このほか、大島大臣から、林産物の関税についても柔軟性を確保する必要があると述べるとともに、ヴェネマン長官から動植物検疫等の技術的事項について言及があり、これらについては、専門家レベルでの意見交換をすべき問題であると回答した。

(6) 最後に、WTO 農業交渉について、お互いに意見は相違するが、良い結果が出せるよう、共に努力することにつき確認し合った。

3 . アーミテージ国務副長官との会談の概要

- (1) 大島大臣とアーミテージ副長官との会談では、WTO 農業交渉を中心に、大島大臣から、次の点を強調しながら、ヴェネマン長官に対する発言と同様の考え方を述べた。

ドーハの宣言には積極的に貢献しなければならないと考えており、このため、我が国は、関税引下げや国内支持の削減を含む建設的な提案を行っている。

一方、スイス・フォーミュラ25のような極端で一律的な関税引下げ方式では、我が国やアジアの農業は壊滅的な打撃を受けてしまう。各国の農業が共存できることを基本にしながら、農業の保護・助成を削減するという姿が必要である。

- (2) これに対し、アーミテージ副長官から、次のような発言があった。

WTO 交渉を成功させるためには、農業分野が特に重要であり、また、成果を上げることが必要である。

米国提案は、交渉を成功させるために最も良い方法だと思っている。貴国にも国内政治的に難しい問題があることは分かるが、米国の提案は理想的なものだと考えている。

- (3) 会談を通じて、現下の困難な国際情勢の下で日米の協力関係は重要であり、WTO 交渉についても双方の立場には開きがあるが、交渉が重要な局面にある中、その進展に向けて議論を尽くしていく必要があるとの認識で一致した。

大島農林水産大臣とゼーリック米国通商代表、 ボドマン米国商務副長官との会談の概要

平成15年1月10日
農 林 水 産 省

1. 日時等

平成15年1月9日(木)

先方：ゼーリック通商代表ほか (於・米国通商代表部、1400～1530)

ボドマン商務副長官ほか (於・米国商務省、1030～1130)

当方：大島理森農林水産大臣ほか

2. ゼーリック通商代表との会談の概要

(1) 大島大臣から、WTO 農業交渉に臨む我が国の考え方として、次のように述べた。

グローバル化は世界経済の発展に寄与する面も大であるが、環境、文化、地域のアイデンティティの維持といった面で反省点も指摘されている。

ドーハの宣言に、非貿易的関心事項への配慮が明記されているように、農業については、工業のような比較優位論のみで論じられるものではない。

我が国は、積極的にドーハのマニフェストにコミットし、関税や国内支持の削減を含む提案を行うとともに、途上国に対する LDC 無税・無枠、一般特恵関税の大幅拡充を図ろうとしている。

米国の提案するスイス・フォーミュラ25を適用したのでは、日本やアジアの国々の農業は壊滅的な打撃を受ける。各国の農業が共存しうるようなルールが必要であり、その上に立って貿易拡大が図られなければならない。

我々が提案している UR 方式は、品目ごとの柔軟性を可能とするものであり、このような方式によってこそ、各国の農政改革も円滑に進められるものである。

(2) ゼーリック代表から、次のような発言があった。

日本は国際貿易システムから大きな利益を受けてきた国であり、また、農業分野も含めて構造改革を進める必要があると認識している。農業交渉についても、こうした視点を踏まえて対応していただきたい。

農業交渉における米国の中心的な考え方は、補助金や関税の上限を低くし、各国ごとに僅差となるようなハーモナイゼーションを行うこと、また、可能であれば撤廃することである。

WTO 交渉を成功させるためには農業分野で大きな成果を上げなければならないにもかかわらず、日本の農業提案は UR 合意を修正するにとどまり、大幅な改革につながらない。UR 方式では、真の市場開放とはならない。

WTO 交渉が金縛りとなり、凍結してしまうことを避ける必要がある。東京でのミニ閣僚会議についても、日本は開催者として適切な運営をして欲しい。

(3) これに対し、大島大臣から反論を行い、我が国の考え方や立場を説明したが、議論は平行線で終わった。

(4) また、ゼーリック代表から、牛肉関税の緊急措置について、「真の輸入急増ではなく、BSE による需要の激減から回復しているにすぎないものであり、再検討していただきたい」との発言があった。

これに対し、大島大臣から、「本措置は UR 合意時の関税率を関係国間の協議によって引き下げた際にパッケージとして導入したものであり、そのようなルールは尊重されるべきである」と回答した。

(5) ゼーリック代表から、「抗菌性飼料添加物の指定の見直しについては、科学的根拠、リスク評価に基づくことが必要である」と発言があり、大島大臣から、「本件については、科学的知見に基づき、透明性を確保しつつ、関係者の意見もよく聞いて対応していきたい」と発言した。

(6) 会談を通じて、双方の考え方や立場には大きな開きがあるものの、日米両国の現在の良好な関係の上に立って、農業交渉についても、お互い努力していくということで認識が一致した。

3 . ボドマン商務副長官との会談の概要

(1) 大島大臣から、次のように発言した。

世界や日本の水産資源の枯渇は著しい。すべての国の協力の下、資源を管理し、持続可能な水産物貿易を達成する必要がある、このような観点から日本の提案を提出したところ。

米国提案にあるような関税の「撤廃」は、一時的には貿易量を増大するかもしれないが、持続的な生産が阻害されるおそれがある。限られた資源を持続的に利用するためにも、品目ごとの関税設定の柔軟性が必要である。

日米漁業協議委員会の再開は大変喜ばしく、将来にわたり、本委員会が継続的に開催されることを望む。

(2) これに対し、ボドマン副長官から、次のような発言があった。

漁業資源の持続的な利用には高関税は必要なく、むしろ撤廃することで各国が協力しやすい関係ができる。

日米漁業協議委員会の再開については、米国としても喜ばしく思っており、1月末に開催される会合が実り多きものになることを望む。

(3) このほか、ボドマン副長官から、捕鯨問題に関し、米国と日本との間にある意見の隔たりを埋めることが必要との発言があり、これに対し、大島大臣より、捕鯨問題については、科学的かつ冷静な議論を継続していきたいと述べた。

太田農林水産副大臣の訪欧の結果概要

平成15年1月
農林水産省

．概略

- 1．日 程：1月14日（火）～18日（土）
- 2．訪問先：ドイツ ベルリン（IGW（国際緑の週間）出席のため）
- 3．会談先：EU フィシュラー農業担当委員
ドイツ ベルニンガー消費者保護食料農業省政務次官
COPA ゾンライトナー会長 他

（注）COPA（コパ）EU農業団体連合会、EU加盟国の農業団体が会員

．会談の概要

1．EU フィシュラー農業担当委員との会談概要

(1) 冒頭、フィシュラー委員より、2月に東京で開催される三閣僚会議に出席することとなったので、3月のモダリティ確立を踏まえ、その機会にEUと我が国の連携を更に図って行きたい旨の発言があった。

(2) 太田副大臣から、モダリティ提案に関して、次のように述べた。

欧州委員会のモダリティ原案における関税削減のUR方式や国内支持削減の総合AMS方式を通じた品目ごとの柔軟性確保等の考え方については、我が国も基本としていきたい。

我が国の提案には削減の数値がないという指摘もあるが、ルールを決めてから各国が許容しうる数値を決めるべきである。

より具体的な削減の数値、途上国のための措置等については、EUが加盟国の議論を経て提出してくる提案も見極めつつ、今後、我が国としても更に検討していきたい。

これに対し、フィシュラー委員より、

3月に削減の数値入りのモダリティが決定されるスケジュールを考えると、このままでは米国やケアンズ提案の極端な削減数値しか議論の対象にならないおそれがあることから、EUとして削減数値を提示しようとするものである。

削減数値については、アジェンダ2000の枠内で、欧州委員会としての裁量の余地を使い果たしているぎりぎりのものである。

加盟国の了承を得て、来週のWTO農業委員会特別会合に提出し、議論の対象としたい。

との発言があった。

(3) さらに、

関税引下げ方式について、スイスフォーミュラを受け入れる余地はなく、UR方式とすべきこと、

開発途上国に対する理解を求める取組みを促進することについて、我が国とEU間で更に協調していくことを確認した。

2 . ドイツ ベルニンガー消費者保護食料農業省政務次官との会談概要

太田副大臣より、W T O 農業交渉において、多様な農業の共存の確保の観点が必要である旨発言したところ、ベルニンガー政務次官より、一部の輸出国ではなく、途上国を始めとする世界の人々が幸福となるような交渉結果が確保される必要がある、特にスイスフォーミュラは、途上国に最も悪影響を及ぼすことから反対である旨発言があった。

また、ベルニンガー政務次官より、ドイツとしては、フランスと良好な関係を築きつつ、C A P 改革を進めていきたいとの発言があった。

3 . C O P A ゾンライトナー会長との会談概要

太田副大臣より、C O P A と全中のような各国の農業団体間の連携が、非常に重要な役割を果たすことになるので、連携強化に向けた一層の取り組みを期待する旨発言したところ、ゾンライトナー会長から、今後とも、日本を始めとするアジアの農業団体との連携による活動に取り組んで参りたい旨発言があった。

. I G W (国際緑の週間) への出席

国際食品見本市である「ベルリン国際緑の週間 2 0 0 3 」(I G W 2 0 0 3) に出席し、我が国の食品・食文化について紹介するとともに、機会を捉えて、E U 加盟国を始めとする各国閣僚等に対し、W T O 農業交渉における我が国の主張に対する理解を求めた。特に、フランス ゲイマール農相との間で、スイスフォーミュラ阻止、U R 方式支持について、改めて確認した。